

情報提供

那医発第 350 号
令和 8 年 8 月 20 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「薬剤関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 7 6 0 号

令 和 8 年 8 月 1 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

（公印省略）

薬剤関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より薬剤関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、熊本地震における被災県において、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの譲渡の取り扱いが定められたことをお知らせするものです。
- ② については、熊本地震における被災地の患者に対する処方箋医薬品の取り扱いにおいて、一定の条件下での販売、授与および医療機関等との間の医薬品等の融通、必要な医薬品の交付が可能な旨、改めて周知があることをお知らせするものです。
- ③ については、①同様に、熊本地震における被災地の医療用麻薬の早期供給を確保する観点から、他県の麻薬小売業者等からの県境移動についての取り扱いが定められたことをお知らせするものです。
- ④ については、熊本地震による医療用酸素ガスボンベ等の枯渇における工業用ガスボンベの使用および工業用液化酸素ガス超低温容器の使用について、8 点の条件が示されたことをお知らせするものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発 送 年 月 日	文 書 名
①	日医発第 837 号 (技術)	R8.7.31	令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）
①	日医発第 838 号 (技術)	R8.7.31	令和 8 年熊本地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて
③	日医発第 873 号 (技術)	R8.8.4	令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）
④	日医発第 887 号 (技術) (地域) (保険) (介護)	R8.8.5	令和 8 年熊本地震による被災地において医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp